

内務省の生糸直輸出政策と実態について

— 海外市況調査と市場開拓 —

佐藤 有*

はじめに 先行研究と課題

(1) 先行研究

内務省の直輸出

1875（明治8）年、大久保利通内務卿は「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」¹とともに「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」²をもって、直輸出を展開させる。この一連の建議は大久保が内務行政の総括的な目的を示したものとしてとして多くの研究で検討されてきた。周知の通り日本は開国後、居留地で外国商人が商品を買取り、輸出する形態をとっており、この居留地の外国人貿易商に商品を売り込んだのは日本の売込商であった。これに対して大久保は、日本の貿易商または荷主が自己の取引勘定を以て直接海外市場へ輸出を行う直輸出を主張した。なお、1875年内務省が直輸出政策に乗り出すが（担当部局：勸業寮のち勸商局）、1878年には担当部局が大蔵省（商務局）に、1881年には農商務省（商務局）に移管されており、こうした背景もあってか内務省研究の中では多く取り扱われていない³。

直輸出政策論

政策論としての直輸出については、海野福寿氏の一連の研究が通説となっている⁴。つまり、当時の商権回復運動の中で当初の直輸出論は外債償却のための正貨（外国公貨）獲得手段とされ、その実績の不振から1877年以降、つまり明治10年代前半には市場開拓や拡張といった殖産興業政策と密接な関連を持っていくとした。

生糸に関する直輸出の研究

生糸直輸出に関しては多くの研究蓄積があり、『開港と生糸貿易』⁵が生糸貿易史に関する通史となっ

ており、さらに民間の生糸貿易活動を明らかにした『日米生糸貿易資料』⁶における生糸直輸出の嚆矢となった星野長太郎・新井領一郎を中心とした書簡が翻刻され、その解題と共に多くの研究で利用されてきた⁷。

本稿に関わる生糸の市場形成については、幕末開港後、当時微粒子病の被害を受けていた欧州とりわけフランス・イタリアの需要を満たす形で市場を拡大した日本の生糸だが、明治10年代半ばからは絹業が発展してきたアメリカを主な供給地としてさらにその供給量を拡大していったことが明らかにされている。特に、明治10年代当初のアメリカ市場の開拓では、井川克彦氏⁸が改良座繰により、日本の生糸がフランス市場からアメリカ市場への移行を先導したことを指摘しており、この改良座繰への転換については大野彰氏⁹などがアメリカ市場での見本品への評価や、アメリカ市場に合わせた日本での改良座繰技術への対応について明らかにしている。改良座繰については、共同の揚返しによる、アメリカ市場に合わせた生糸の大口出荷と品質の斉一化を果たした点が最も重要視される。

こうした研究では、政府の役人（領事など）または民間の直輸出事業者たちが直接海外需要地から齎した情報が、国内生糸の改良へ向かわしめ、さらにアメリカ市場を開拓していくことを指摘している。当該期の直輸出の最たる効果は、居留地に限定されていた海外市場の状況や需要地における実際の生糸に関する要望が、直接直輸出を行ったものに情報として入ってくることにあった。海外の需要地においても、居留地貿易では生産者の情報が見えない点もまた課題となっていた¹⁰。

* さとう ゆう・群馬県立世界遺産センター

(2) 課題設定

当該期の生糸輸出に関しては、海外市況の情報収集が課題であり、内務省の生糸直輸出は、こうした需要を果たした。であるならば、その手法・効果を内務省内政（勸業政策）の中に位置づけることが必要だと考えられるが、現状しっかりとした評価はなされていない。内務省から農商務省（大蔵省を経て）に勸商政策担当部局が移った以降については、1881年以降の領事報告が編綴された「通商彙纂」など総体として海外情報を捉えることができ¹¹、こうした内容が勸業目的となっていることが指摘されているが¹²内務省期にあっては総体の情報が提示されていないと考えられる。つまり、なぜ海外市況の報告が勸業目的となったのかは、その創設時、つまり1881年の農商務省の設立時ではなく、明治0年代後半から10年代初頭の内務省や大蔵省の展開した海外市況調査の流れを押さえないければならない。

この当初期の海外市況調査の検討を通して「大久保政権」下での勸業政策も見通せるのであり、また実態としての市況調査はどのような形で実施され公表へと結びついたのかも明らかになる。これは当該期の生糸直輸出政策を考えるうえでも重要な点となる。

なお、勸業政策の中に位置づける上で、本稿では勸業寮の責任者となる河瀬秀治及び群馬県（熊谷県¹³）を対象に見ていきたい。群馬県は河瀬が内務省に移る直前まで県令を務め勸業政策を展開しており、群馬県の生糸直輸出事業者との関連が深く実態が見えるからである。なお、群馬県の生糸政策については『群馬県史』他¹⁴を参考とする。当該期の内務省の勸商政策については、別稿があるので参照されたい¹⁵。

1 内務省勸商局の直輸出論

(1) 内務省の事業整理と直輸出政策の登場

内務省は征韓論政変後の内治優先論の展開を目的とし、1874（明治7）年1月10日省務を開始した。特に初期内務省で重視された勸業政策については、熊谷県令であった河瀬秀治が内務省勸業寮の権頭に

転出（初期内務省の人事では地方官経験者が多数¹⁶）して省務が始まる。しかし、省務を行う中で当初河瀬は「大蔵省分省」¹⁷と指摘しているように、内務省が新設省であるためその業務が従来の大蔵省などの移管事務に依っていることから、内務省は事務整理を行っていく。

こうした中、1875年5月24日、内務卿大久保利通は「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」を作成し内務省の行うべき事業を整えていく。この目的の整理の中で登場したのが「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」で居留地の外商を介さないで直接海外との貿易の道を開く直輸出を志向していく。なお本建議では「商権ハ概ネ外商ノ手ニ有セラレ、我商売ハ到底彼ノ籠絡ニ罹ルヲ免レ」¹⁸と、直輸出会社の設立を志向（資本金50万円、30万円は勸業資本金（後述）から支出）した。

ここでは、外商の貿易支配からの脱却と日本産品の海外直売による市場拡大と輸出増進が目的とされ、方法としては、勸業寮が直輸出会社を設立・運用する方法が考えられた¹⁸。しかし、直輸出会社の設立に関しては、当初の内務省にあっては民衆圧迫が危惧されており「海外直売ノ基業ヲ開クノ儀」では、「官金ノ恩貸ヲ得タル会社ハ能ク其業ヲ振起セシモノ鮮ナ」く、また「横浜ナル他ノ商売ノ妨碍トナリ、竟ニ官民争利ノ弊害ヲ遺サン」とされ、その対策として「官予メ該舗営業上ノ制限ヲ確定シ、其売買及計算ノ事総テ官員ノ監督ヲ受ケシメ、舗主ト雖ドモ其自個ノ意見ニ由リ執行スルノ権ナカラシムベシ」とし、また「利益」が出るようになれば「之ヲ全ク商売ニ委付スル」ことが考えられた。つまり、政府資金の投下による事業は、現状で展開している横浜の商人たちの「妨碍」となりうるが、それを官員による監督で抑える。この考え方により政府直営の直輸出政策が展開されていく。内務省が当該期に政策的に補助を与えた商社は表1の通りであるが、年報¹⁹において起立工商会社以外は概して低調と評価している。

貿易振興について、内務省は1875年9月24日に「勸業寮職制及ヒ事務章程」を改正し²⁰、第12条に「輸出入ノ物品ヲ較量シ貿易上ノ便益ヲ謀ル事」と貿易関係の統計調査を行うことも明確にし、今後統計分析

表1 勸商局所管の直輸出会社

設立	名称	主な販売先	主な品目
1873 (1876より勸商局所管)	起立工商会社	フィラデルフィア博覧会、オーストリア、清国、内地	銅器漆器陶器その他雑貨
1875.9	広業商会	清国・上海	昆布他
1876.7	新燧社	内地、清国	摺付木
1887.1	開通社	米国	横浜税関内で人民の委託を受け輸出入物品の引受・積入代理
1876.6	朝陽館	清国・上海他	藍

※「記録材料・内務省第二回年報二」(国立公文書館蔵)より作成

を行っていくことが規定される。目的は、直輸出による外商支配からの脱却と海外直売による市場拡大であり、そのための手法として、直輸出会社の設立と統計調査・分析が必要性を増したのである。なお、直輸出会社は民業圧迫となるのであって、民でできるなら民でやりたいというのは当初からあった考え方である。詳細は後述するが当該期、アメリカ向けの生糸直輸出では星野長太郎・新井領一郎兄弟が先鞭をつけていき、内務省所管の富岡製糸場の生糸は三井物産会社²¹を通してフランスで販売を行っている。

(2) 内務省と大蔵省の事務分掌

さて、当該期外債償却を志向していた大蔵省と直輸出方針を打ち出した内務省間で事務調整が図られるので以下で見ていきたい。1875年11月、貿易に関する両省の規約²²は、大蔵省国債寮と内務省勸業寮の分掌を定めたものであるが、そこでは目的として、「我国所産所有ノ諸物品ヲ英国地方へ運輸シテ之ヲ売鬻シ、其代金ヲ以公債元利ノ償却ニ充テ」ること、また「旁々内国中ニ於ケル物産融通ノ媒介ヲ為シ、工業奨励ノ基礎ヲ立ツル」ことが挙げられている。つまり、直輸出で得られる正銀を外債償却に使用すると取り決め、その上で工業奨励を行おうというものである。大蔵省は外債償却手段を、内務省は直輸出に関して大蔵省国債寮の予算での配分を得ることになった。

実態としては1876年1月よりの三井組による米の直売などが実施され、先述の富岡製糸場の生糸の直売も展開することになる。また、視察のためイギリスに勸業寮七等出仕富田冬三、大蔵省租税寮七等出仕南保を派出することを取り決めている。そして彼ら海外に派遣された人物たちが海外の市況を逐一報

告していくことになる²³。

(3) 勸商局の設置

内務省はこうした直輸出振興を図るなか、従来の勸業寮を農務と商務に分けて、商務に関しては1876年5月16日に勸商局を設置し、同月には勸

商局事務章程を制定、河瀬を勸商局長に異動させた。ここでは、「勸業寮ノ商務ヲ分割シ勸商局ヲ置キ、内外通商利害得失ヲ弁明シ、商業便利ノ為メ海陸運輸ノ便路ヲ開キ、商会市場ノ諸則ヲ定メ、商業習学場ヲ設ケ、商品ノ標号ヲ保護シ、商業振起ノ為メ必要ノ資本金ヲ貸与スル等、全国ノ商業ヲ勸奨スル一切ノ事務」²⁴を担当するとされており、従来の勸業寮は勸農事務を主体としていたので、勸商局は内務省の直輸出事務を含む商業振興のため誕生したものと捉えることができる。なお、農務に関しては勸農局を設立した。

もう少し事務章程を追っておくと、上款において「第三 内外貿易ノ盛衰ヲ商リ各港輸出入ノ物品ヲ較量シ貿易便利ノ方法ヲ創定シ或ハ保護ノ術ヲ設クル事」、「第九 海外出商ノ便宜ヲ得セシムル為メ特別ノ保護ヲ与ヘ或ハ之レヲ監督スル事」が規定され、下款においては、「第一 内外商業ノ盛衰物価ノ昂低ヲ報告スル事」、「第三 海外各国ニ適不適ノ物品ヲ報告シ内外商業ノ盛衰ヲ助クル事」、「第四 内外各種ノ見本品ヲ交換シ人民求需ノ景況ヲ試験スル事」と、統計調査・分析と海外の市況調査及び見本品交換(試売)が重視された。

このため、政府が1875年から継続していた海外の市況調査は継続され、大蔵省官員の報告が大隈のもとへ、内務省官員の報告も河瀬らの元へ届けられていくこととなっていく。この間、市況調査は大蔵省と内務省で継続して行われた。内務省(のち大蔵省)で収集された海外情報は、1878年以降定期的に刊行されることとなった(詳細後述)。

(4) 海外派出官員

こうして諸外国へ派遣された官員や領事の報告が当該期の海外市況を日本にもたらしていくことにな

る。そして、こうした海外情報が国内の生糸の品質の改良が行われていくことが明らかにされているが、ここでは先行研究の整理も含めて、若干これまで指摘されてきたことを述べておきたい。例えば、「農務顛末」など²⁵では1875年、米国駐在副領事富田鉄之助と勸業寮8等出仕神鞭知常に生糸茶等の見本品を持たせ米国へ派遣したことが知られている。ここでは米国絹業協会が勸業寮が用意した84個の日本産生糸の見本を評価、米国市場に適するかの評価を行っている。ここでの生糸品質について、技術的には揚返しの有無などが評価の基準とされ、日本での繰糸工程に影響を及ぼしたとされる²⁶。こうした内容は製糸技術に関して詳細に伝えるものであったが、海外市況が求める品質改良については、政策部局ではなく製糸技術者を必要とした。つまり、政策として海外の市況調査を内務省が行っても、殊技術的なことに関しては製糸改良事業者との共有が必要となる。もちろん内務省はこの間内藤新宿試験場などで西洋技術の日本への移植の調査研究を行っているが、総体としては、民にいかに広めていくかが課題となろう。

情報収集では、さらに1875年12月13日に官員を米国に派遣し、「糸茶ノ二品ヲ広く同国ニ流伝スルノ路ヲ開」く²⁷（英国も同様）ことを目指している。こうした積み重ねを経て1876年10月20日、英国派遣の富田冬三らの報告を基に、河瀬は内務・大蔵両卿宛「勸業寮ノ海外通商勸商業務ニ関スル意見書」²⁸を作成した。結論としては先に見た大蔵省国債寮との外債償却手段としての直輸出は、内外市場価格の比較から利益が上がる品が「甚稀」で、国債償却手段としては不相当とされ、さらに「物産販売ノ門路ヲ拡張スヘキ」（市況調査）を強調、手法として「勸商局ニ於テハ適宜ノ人員ヲ撰挙シ、当分米・英・仏ノ三所ニ配置」し、「本局試売品又ハ人民ノ見本品等ヲ販売セシメ専ラ各地需要ノ實際ニ就キ内地製産物ノ得失ヲ研究探知シ或ハ商業ノ盛衰物価ノ高低」を調査し、「総テ商務ニ関スル緊要ノ事件ヲ報告セシメ内外ノ通商ヲシテ益盛大ナラシムルノ一偏ニ着目從事スヘキモノトス」と整理された。利益は期待せず、勸商局員の米・英・仏への配置と見本品試売、市況情報の報告の必要性を問うたのである。

つまり、「国債償却便宜ノ目的ト勸商上欵クヘカラサルノ目的ト両岐両全ヲ得」るのは「至難」の事であり、その「性質ニ基キ各目的ヲ判別」して将来の業務に従事することを指摘した。具体的には以下の5点が挙げられる。

- ① 海外貿易の目的を以て成立せし商業を主眼とするもの（国債寮準備金による広業商会・起立工商会社）は従来通り勸商局が従事
- ② 輸出の目的があっても専ら農工の業を主眼とするもの（国債寮の準備金に係る五代友厚の青黛（藍）の製造、新燧社の摺付木（マッチ）製造の類）はこれからは勸業寮が担任
- ③ 将来海外販売の目的があり、国債寮準備金で資本補助等がされていても前二条の通り業務の質により勸業寮、勸商局に分けて適宜担任
- ④ 時価の高低や各種景況により将来国債寮において国債償却便宜のために行う事業は、計算上の得益の一偏に着目して、国債寮の意見で、便宜の処分（内外人民への販売、勸商局への委託、直接販売）
- ⑤ 勸商局は英米仏に人員を配置し、勸商局試売品や人民の見本品等を販売して、各地需要の実際に就いて内地製産物の得失を研究探知し、或は商業の盛衰物価の高低等総て商務に関する緊要の事件を報告させ、内外の通商を盛大にする

ここでは⑤を強調しておくが、こうして内務省は海外への官員派遣や領事報告をもって直輸出の振興を展開していくこととなった。ここで当該期の直輸出割合（内国商取扱高）を示しておくのと表2の通りである。

表出典の勸商局年報から一部引用すると、「本年度ニ於テハ更ニ幾分ノ進歩ヲ占メ得タルモノ、如シト雖モ、是レ或ハ官府ノ誘掖ニ依リ或ハ地方官ノ慫慂ニ因リテ、以テ此進歩ヲ補導シタルモノナシトセザルガ故ニ、未ダ遽ニ之ヲ賀スベカラザルモノニ似タリ、然レトモ是レ其区域ヲ将来ニ拡張スルノ基礎タランコトヲ信ズレバ切ニ内国商ノ自奪自起以テ其針路ヲ誤ラザンコトヲ期望セザルヘカラザルナリ」²⁹とされ、民の展開に期待しながらも、官によ

表2 輸出高に占める内国商取扱比率

	輸出高	内国商取扱高	内国商取扱比率
1876年7月～1877年6月	27,503,457円余	812,059円余	2.95%
1877年7月～1878年6月	26,907,300円余	1,684,885円余	6.26%

※「記録材料・勸商局第三次年報」（国立公文書館蔵）より作成

る政策的な直輸出が展開していくことになった。

(5) 小括

1875年以降、内務省はその省務の目的確定、整理の中で直輸出の展開を志向した。実際にこうした政策が動き出すに従い、当初目的の国債償却手段としては不相当と判断され、海外への官員の派出・報告を重視するようになった。これは、新たな政策形成の準備として、さらに海外の市況調査、試売等による現地との関わり深化させていく。

2 生糸直輸出のはじまりと情報

(1) 群馬県（熊谷県）の勸業政策の展開

ここでは具体的に内務省の生糸直輸出は生糸生産地でいかに展開するのを見ておきたい。開港以降主要な輸出品となった生糸は、国内での粗製濫造対応のため、その品質管理、生産技術向上が課題となり、フランス人技術者ポール・ブリユナ (Paul Brunat) の指導の下、1872 (明治5) 年に官営の模範工場として富岡製糸場が設立された。海外の工場制度の移入、フランスの生糸生産技術の移入として富岡製糸場が生糸改良の先鞭をつけたことが明らかであるが、もちろん富岡製糸場のような官営の巨大工場がすぐに全国で展開することはなかった³⁰。群馬県内ではそれに先駆けて1870年前橋藩営の製糸所がスイス人技術者カスパル・ミュラー (Caspal Müller) の技術指導を受けて設立されているが、こうした器械製糸技術が県内での器械製糸による生糸改良へ向かわしめている³¹。

この製糸技術は、当時の県の勸業政策、つまり勸業資金の投下という手法により県内に波及した。この勸業資金であるが、1872年8月安石代 (近世期に各地で慣習的に行われていた市場価格より低い価格での貢租の貨幣納入) を廃止したことに伴い、民衆

の増徴に対する反発を危惧して、これの2割を勸業資金として下付することを決定³²したことを契機として展開する。実際の勸業資金

の交付は地方庁が政府に申請する形でなされた。手続きは、内務省設立後は、事業者が地方庁に申請、地方庁が内務省に申請、内務省から地方庁に回答、地方庁が申請者に回答、という流れをとる。

なお、熊谷県では1873年3月「勸業授産之法見込書」で桑・茶の植付を計画³³するが、大蔵省 (内務省設立前) は人民への影響過大 (制限が多い) として否決した。そこで熊谷県は1873年10月20日に再上申し、ここから熊谷県では民への勸業資本金の貸与という手法をとっていく。当該期の勸業政策では地方ごと勸業の手法は区々であったが³⁴、熊谷県では主に器械製糸場への勸業資本金の貸与が進められていくこととなった³⁵。

当時、熊谷県令であった河瀬秀治は、こうした勸業資本金の投下などをもって熊谷県の勸業政策を推し進めた。特に富岡製糸場や藩営前橋製糸所など官側が直接事業を実施しない限り、まだ資本力が脆弱な民間事業育成には資金が必要であり、とくに製糸場の設立といったイニシャルコスト (繰糸機の導入等)、ランニングコスト (購繭資金等) とも多大な費用を要する事業に資本金を貸与していった。熊谷県では従来養蚕製糸業が盛んな地であり、民力の育成を課題とした県令として製糸場の設立に利用していたといえよう (その他熊谷県域特産の狭山茶関係でも使用)。なお、河瀬は内務省設立後、内務省勸業権頭に転出するため、熊谷県の勸業資本金を投下する事業について常に審査する立場となっている。

河瀬はこうした熊谷県の勸業政策を展開する中で、熊谷県固有の製糸業者らとの関係を深めていった。前橋製糸所の速水堅曹やその伝習を受けた星野長太郎 (勸業資本金貸与による水沼製糸所設立者) らといった有数の製糸技術者たちである。速水は河瀬が熊谷県令であった時に知己となっているが³⁶、福島県に赴き二本松製糸場の開業支援³⁷を行う製糸技術改良者であり、のちその技術を買われて内務省出仕となった人物である。官側は資金は出せても勸業政策

の課題であった広く民力を育成するためには、実際にそれを行う技術者を必要とするのであり、ここで見た熊谷県では県令である河瀬と県内の有数の製糸技術者らは密接な関係を築いていくこととなった。

(2) 生糸直輸出の嚆矢

生糸の直輸出のはじまりについて、星野長太郎と新井領一郎兄弟の動きが多く先行研究で指摘されているが、本稿の目的である内務省の勧商政策、特に生糸直輸出政策との関わりについて本節では位置づけていきたい。

星野は先述の通り勸業資本金の貸与を受けて水沼製糸所を設立し生糸の改良に取り組んでいたが、ニューヨークに「日本米商両商組合会社」を設立した佐藤百太郎が1875年に帰国し、「商法実習生」を募集した際、新井が応募する³⁸。しかし、滞在費と渡航費用を工面することができない中、星野は熊谷県に相談した。星野は自費にしても当面工面ができないため貸与を受けたい考えであったが、熊谷県は星野に「県令（熊谷県令楫取素彦、河瀬が内務省に転出した後の県令）公者、県之官員之内少属を壠人減し此給料を廻ス事ニ断然御決し候ニての上、我等へ御談事ありし事也」³⁹と、熊谷県側も積極的な新井の派遣を考えていた。

星野が新井を派遣したい思いは楫取宛の書簡から読み取れる⁴⁰。これには「彼国（新井を派遣する米国）と直取引之方法不相立候半でハ小生等処之小器械ハ尽力之効モ不顕」、「紐府織場に差送良否精査之上至当之代価ニ売捌度、是偏一己謝利之私言ニあらず此道不開ハ真誠器械製糸家ハ忽時ニ気峰を挫キ」と、米国直輸出の方法による器械製糸の声価向上が目的であるとしている。水沼製糸所の設立から、実際の販売先（米国）で正当な値段での取引を目指したのである。当該期、内務省が志向した直輸出の理念に基づいたもの、または援用したものであったといえよう。

熊谷県側も先に見た通り援助の算段を考えていたが、解決法は見つからず、時間が過ぎる中、星野は1876年3月に内務省から勸業資本金の貸与を受けた5000円から200円を借用（500円を生産会社⁴¹に預けて5か年で運用）という方法を提示し⁴²、熊谷県（第2

課伊藤小舟）が了承（3月25日）⁴³する形で旅費を工面できることとなった。なお、この勸業資本金5000円の拝借願は1875年5月3日付けで熊谷県から内務省宛て提出された水沼製糸場の運転資金であった。ここでは、水沼製糸所が良繭買入などにより資金難のため「座繰製糸因襲ノ弊風一洗」ができないことを理由に、所有建物を抵当して申請されていたが、許可がおりたのが1876年3月3日⁴⁴であった。この勸業資本金の貸与の回答まで10か月を要しており、経営難の器械製糸場に追加で勸業資本金を下付することは内務省にとって検討課題であったと考えられる。さらにこの資金を流用し（熊谷県と内務省のやり取りは不明）、新井は渡航費用を工面できることになった。いずれにせよ、熊谷県の勸業資本金の貸与や内務省の直輸出政策に沿う形で新井は渡米したのである。

(3) 生糸直輸出と勧商局の動き

さて、その後の生糸直輸出に向かう星野と新井の動きについては『日米生糸貿易資料』を基礎資料として、近年では大野彰氏⁴⁵の一連の研究などで、新井の星野への報告から米国市場が求めた生糸の品質などについて詳細な検討がなされている。

また、水沼製糸場の経営関係については常に資金繰りに逼迫していたこと、新井の米国絹織物業者とのやりとりから、米国市場が求める生糸が太糸（14・15デニール）で斉一化（繰返し）した生糸の大量出荷を求めたことなどが、はじめに述べた先行研究により指摘されている。本節では、内務省勧商局（1879年1月より大蔵省商務局に）との関わりについて言及していく。

1876年に、新井はニューヨークで佐藤百太郎の下、生糸の直売を開始した。しかし水沼製糸所の経営は困難に陥り、星野は内務省勧商局長河瀬に支援を頼むことになる⁴⁶。

貴地之事ハ残念ニ候得共、何とも資金ニ差支、繭ハ非常ニ高価ニ成り、橘氏ハ相謀り候而も、迎も為替金出来不申、無余義米国売之義思ひ止ミ一時閉場と決し候処、内務省中勧商局ナル被設、局長ハ例之河瀬君御管理被為在候処ニ付、背ニ腹ハ替ラレス情態不得止右ノモノスカリ附

売捌方依頼、為替金借用之義相頼候処、御聞届ニ相成特別之御保護ヲ以俄ニ金三千円御下渡しニ製糸御買上ケ之事ニ相成、外国直売之義も龍動向之糸御注文ニ相成漸ホット一息泣々営業いたし居候

ここでは、星野の資金難に伴う米国直輸出停止の可能性について言及しているが、星野と河瀬の熊谷県以来の関係から勧商局による生糸買上げによる水沼製糸所生糸のロンドン直売を通して援助が得られたことが記載されている。先に述べた通り、勧商局は市況調査と試売を直輸出政策の手法としてとっており、勧商局の試売は水沼製糸所の営業支援のためにも使われ、また水沼製糸所が目指した米国への輸出だけでなく、ロンドン（欧州市場）での評価も知ることができるよう利用しようとしたと言えよう。

しかし、この勧商局の買上生糸は、実際はロンドンでは販売されなかった。その経過を星野の新井宛書簡から見ておこう⁴⁷。勧商局は、「当時英府糸価騰貴セシヲ以テ勧商局ハ英府適スルノテニールニ造製シ、欧州ニ向テ売試候日途」とし、「専ラ欧州向キノ11-13迄のテニールニ製造」していた。しかし、「然シテ此廻該荷ヲ搬運出京セシニ欧州糸価大変動ヲ生シ（中略）タルヲ以テ今日ハ欧州ニ通送シ無利益ノ勢ニ立到リ、勧商局ニ而今回限り横浜ニ而可売捌と之事ニ決セシ際、我八月廿三日通送セシ糸ノ評説甚宜敷カリシ故、再ヒ貴地へ送ルノ説ニ変」すと、欧州市場の不況でロンドンでの販売を見送り横浜売りを検討したが、新井の米国での生糸売買の情報（8月の生糸売買）から米国で販売することとなった流れを伝えている⁴⁸。

新井は勧商局の生糸販売について星野らに以下のように伝えている⁴⁹。

勧商局之変議ニ寄りて再ヒ当地に向ケ糸荷送り方行届候様相成シ趣、委細之手續被仰越、一々拝誦初テ愁眉ヲ開ク之時ニ遭ヒ、実ニ小子之愉快何ヲ以テ譬ン哉、然ル上ハ尚一層勉励信ヲ以テ永ク取引致し、不日欧州各地之右ニ出ル良品ヲ製シ候様仕度、小子モ当地ニ在而及ブ丈ケハ勉励可仕候、勧商局之手ヲ以テ此度御廻し相成候糸荷之内デニール之頃合不十分と被仰候得

共、11・13位之太トサナレハ随分相当之高価ニ売捌ケ可申候

ここで、新井は勧商局の荷を扱うのは初めてということが理解でき、「愉快」と表現している。また、水沼製糸所自体は資金難だが、新井と星野よりもたらされた米国の市況情報は勧商局にとって有意な情報となったことが理解されよう。1876年段階の日本の生糸輸出先の国別シェアでは40%を超える英国と2%に満たない米国であったが、勧商局としても販路として使用できるルートができていくのである。

なお当年の勧商局取扱い生糸は表3の通りであった。

表3 1876年勧商局の生糸試売高
ニューヨーク宛て

総量（斤）	金額（円）	販売済数量	販売済価額（弗）
1426.5	11029	1176	10010.14

ロンドン宛て（富岡製糸上中下糸）

総量（貫目）	金額（弗）	備考
18	1503.75	販売についてまだ報告なし

※「記録材料・内務省第二回年報二」（国立公文書館蔵）より作成

（4）勧商局の収集情報

第1章で述べた通り勧商局は海外の市況調査を直輸出政策の手法として前面に押し出した。では具体的にはどのような情報もたらされたのであろうか。直輸出政策が動き出した1876年に米国フィラデルフィアで博覧会が開催された。博覧会の事務局は勧商局が行い、河瀬は事務官長として、速水は審査官として渡米している。この博覧会の報告書では米国生糸商況が記載されている⁵⁰。以下で見ていくが、先にも述べた通り1876年段階では米国は日本の主な生糸輸出先国ではない。

米国ハ保護税ノ制アリテ専ラ内地ノ物産ヲ盛ンニセンコトヲ務メ、輸入ノ生糸ヲ無税ニシ、其既ニ製セル絹帛ハ原価十分ノ六ヲ科税セリ、故ニ外国ノ品ハ常ニ高価ニシテ自国ノ製造日ヲ逐ツテ興隆ス

関税の面から米国が輸入生糸を求め、自国で絹帛を製造する政策を打ち出していることを指摘する。さ

らに以下のように続くが表4で数量の変化、表5で輸入関税の推移も掲げておく。

今其一証ヲ拳ゲンニ、一千八百七十年ニハ絹帛一千二百万弗ヲ日耳曼及ビ仏朗西ヨリ輸入シ、生糸二百万弗ヲ支那・日本ヨリ買収ス、而シテ七十五年ニハ絹帛ノ額三百万弗、生糸ハ一千八百万弗ナリ、即チ五年間ニシテ全ク其形勢ヲ一変シ製品ハ四分ノ一ニ減シ、元材ハ八倍ノ数ニ登レリ

表4 米国の生糸・絹帛輸入額（単位：弗）

	絹帛	生糸
1870 明治3年	1200万	200万
1875 明治8年	300万	1800万

表5 米国の生糸、絹製品に対する輸入関税の推移

年	生糸	絹製品（絹匹）	備考
1841	従価2割	従価2割	
1842	従価2割	従価2割 1部製品は重量税	生糸は重量税で50セント/ポンド
1846	従価2割	従価3割 1部製品は2割5分	生糸は従価1割5分
1857	無税	従価2割4分 1部製品は1割9分	生糸無税だが欧州から輸入されるアジア生糸は従価1割
1861.3	無税	従価3割	
1861.8	無税	従価4割	
1864	無税	従価6割 1部製品は5割	

※「勸商雑報」第14号より作成

※備考欄は「近代生糸世界市場の成立要因とその需給関係」（1842～1872年）（顧国達・濱崎實・宇山満『日本蚕糸学雑誌』62巻5号、1993年）により補足した事項。

こうした評価の中で米国市場への試売も拡大していく。米国では先に触れた新井の他、民間では二本松製糸場の佐野利八も活動を始めるが、勸商局からは福井信が派遣された。そして、1877年5月、勸商局から福井へ通達⁵¹が出されている。主な内容は「紐育府其外諸州之市場ニ於て本邦諸商品試売之儀及諸商品之相場報告」をするようにとされ、第一条で米国市場で「利益ヲ起シ或ハ起スヘキ景況アルトキハ其時々巨細取調報告」とし、「諸報告之本局ニ報セサルモノヲ一切他人ニ報スルヲ許サス」と情報の伝達に関して制限を行った。加えて第2条では米国「東都」に出店又は行商する本邦商人の様子に着目し、

その情実を報告すること、とした。勸商局は海外派遣の官員や、出張した際の官員の報告など、在外領事報告と合わせて市況調査を進めていった。なお、福井への指示では局内にまず知らせることとしているが勸商局が集めた情報は「勸商雑報」（1879年に勸商事務が大蔵省に移管された後は「商務局雑報」という形で刊行されていく。勸商局の収集した情報で重視された情報が公開されたと考えられるため表6にて全目録を掲載する⁵²。

表6 内務省勸商局、大蔵省商務局発行の海外情報（勸商雑報及び商務局雑報）

号数	刊行日	目次
1	1878年4月	本邦駐劄英国領事貿易報告摘要 千八百七十七年伊仏其他諸国養蚕ノ景況 倫敦刊行英国商事雑報中支那茶ノ説抄訳 魯領比隣ノ地ト貿易ヲ開クノ論説 米国出張神鞭知常復命書抜粋
2	1878年4月	本邦駐劄英国領事貿易報告(前号ノ続キ) 米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 上海領事報告抜粋 桑港領事報告合衆国本位銀貨鑄造ノ決議 伊国ジイ、バルイ氏ヨリ同国駐劄本邦代理公使へ送呈セル書牘 生薑輸出量価取調書
3	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 同国在留某ノ報道セル本邦試売生糸ノ品評書 桑港領事報告抄粋 米国輸入製茶ノ事 桑港輸入米ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋 該地方産茶沿革ノ略史
4	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 生糸、絹匹、真綿、殺繭及蚕卵紙等ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋(前号ノ続キ) 該地方産茶沿革略史 桑港領事第二年報抜粋 清国役夫問題ノ事 諸職工雇入賃銀ノ事并賃銀表 函館出張某北海道輸出入商況報告
5	1878年5月	米国出張神鞭知常復命書抜粋(前号ノ続キ) 真綿及壳繭ノ事

号数	刊行日	目次
5	1878年5月	東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 製茶売買手続ノ事 カルカッタ港ヨリ倫敦迄製茶輸送諸入 費ノ事 勸農局試製印度風紅茶ノ品評 桑港諸職工雇入賃銀表 函館出張本局官員報告抜粋 北海道雇夫賃銀ノ事
6	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋（前号ノ 続き） 世界生糸産出高ノ事 桑港諸職工雇入賃銀表（前号ノ 続き） 伊国在駐中島副領事公信摘要 伊国蚕卵紙ノ商況及輸出入物品価格表 日、米両国間ノ貿易概況 伊国未蘭府茶商紅茶ノ品評
7	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋（前号ノ 続き） 製茶輸入ノ事 茶商営業ニ数派アル事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 「ジウト」製造輸出ノ件 上海駐劄領事第二月報抜粋 該地へ本邦銅錢輸送ノ件 開平鉱山開鑿ノ件 桑港刊行「コムメルシヤル、ヘラルド」 新聞抄訳 世界商業ノ進歩
8	1878年6月	米国出張神鞭知常復命書抜粋 茶商営業ニ数派アル事 製茶輸入ノ概説并ニ無色加色ノ事 東印度出張梅浦精一復命書抜粋 青黛輸出栽培ノ事 倫敦經濟雜誌中銀価下落説抄訳 在桑港領事報告中本邦漆器陶器ノ件 桑港商事新報中全世界通用貨幣ノ件 内地商況 新潟港輸出入物品并船舶出入表
9	1878年7月	東印度出張梅浦精一復命書抜粋（前号ノ 続き） 青黛製造、荷造り、輸出ノ件 兵庫港駐劄英国領事貿易報告書 銀価下落説（前号ノ 続き） ドクトルドルツセル氏日本工芸実見説 山梨県下輸出入物品表
10	1878年7月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 在上海領事館商情月報摘録 和歌山県下摸織「フラネル」販売ノ景 況 五代友厚氏所製藍靛ノ景況 倫敦經濟雜誌中銀価下落説（前号ノ 続き）

号数	刊行日	目次
10	1878年7月	英国学士ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 勸農局試製紅茶英国人ノ批評
11	1878年7月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 勸業局試製紅茶英国人ノ批評（前号ノ （註） 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 銀貨出納概論 英国曼識特ノ大訴訟 函館出張吏員其通信抜粋 岐阜県下河岸場輸出入物品表
12	1878年8月	兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 清国開平鈔務局起見書 英国在駐領事館報告抜粋 千八百七十七年間該国輸出入貿易ノ件
13	1878年8月	千八百七十五六七ノ三ヶ年間米国輸出入 比較論 兵庫港駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ 続き） 清国開平鈔務局起見書（前号ノ 続き） ドクトル、ドレツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 京都府下各港湾河岸場出入船舶及物品表
14	1878年9月	ドクトルドルツセル氏日本工芸実見説 （前号ノ 続き） 合衆国絹匹及海關稅則ノ沿革 函館駐劄英国領事貿易報告書 在紐育領事月報中本邦生糸近況ノ件抜粋 倫敦刊行某新聞中日本近況ト題スル一篇 抄訳 京都府下各港湾河岸場輸出入物品解説
15	1878年9月	倫敦刊行某新聞抜粋日本近況（前号ノ 続き） 兵庫港駐劄英国領事貿易報告（第十三号 ノ 続き） 香港刊行循環日報抄訳西国多明識之士説 在函館本省官員根室地方出張紀行 英国貿易月報抄訳該政府歳出入ノ件 英国外国貿易ノ近況 雜報第七号ニ所載「ジウト」ノ解説
16	1878年10月	函館駐劄英国領事貿易報告書（十四号ノ 続き） 在函館本省官員根室地方出張紀行（前号 ノ 続き） 米国紐育商況雜誌抄訳日本近況 上海總領事報告書中氷製造ノ事 支那某新誌抄訳与利論 京都府下各港湾河岸場輸出入物品解説 （第十四号ノ 続き）

号数	刊行日	目次
16	1878年10月	新潟県下新潟港 ^{西洋形} 日本形 ^{日本形} 出入船舶及物品表
17	1878年10月	函館駐劄英国領事貿易報告書（前号ノ続キ） 在函館本省官員根室地方出張紀行（前号ノ続キ） 香港刊行循環日報抄訳学買宜先学俊説 日耳曼近況 英国鈷物統計抄訳 福島県下河岸場輸出入物品表 群馬県下河岸場輸出入物品表
18	1878年11月	在英国某報告生蠟商況 在米国某報告仏英伊生糸取引形況 函館在勤某報告 仏国里昂府刊行生糸商況新報抜粋 伊国領事申島才吉報告養蚕形況 清国某氏守富論抄訳 福島県下各河岸場輸出入物品解説 群馬県下各河岸場輸出入物品解説
19	1878年12月	在英国某報告米商況（前号ノ続キ） 仏国里昂府生糸商況新報抜粋（前号ノ続キ） 在米国某仏国里昂府生糸商況報告（前号ノ続キ） 香港循環日報抄訳英国以通商為重之説 三重県下各港湾河岸場輸出入物品表 同解説
20	1878年12月	在英国某報告銅商況（前号ノ続キ） 仏国里昂府生糸商況新報抄訳（前号ノ続キ） 米国某新聞抜粋 倫敦土曜新聞抜粋 仏国理財新報抜粋 千葉県下各港湾河岸場輸出入物品表 商務局雜報（大蔵省商務局）
21	1879年1月	中西貿易大勢論 紐育新聞抄訳 合衆国外貿易景況 西京西陣織物会所規則 千葉県下港湾河岸場輸出入物品解説
22	1879年3月	仏国理財新報抜粋（第二十号ノ続キ） 英字新聞抄訳電気灯景況 紐育新聞抜粋本邦商品景況 桑港駐劄我領事官報聞 明治十一年々報 里昂駐留米領事官報告 海外輸出費用計算書 和歌山県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
23	1879年3月	同業連合宜属民為説 仏人ル、シモン氏養蚕沿革説 英字新聞抄訳米國貿易景況

号数	刊行日	目次
23	1879年3月	里昂府生糸製織景況 函館出張某商況報聞 長崎県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
24	1879年4月	仏人ル、シモン氏養蚕沿革説（前号ノ続キ） 里昂府生糸製織景況（前号ノ続キ） 仏国巴里絹布品評書 香港刊行新聞抄訳 伊国養蚕製糸景況 山梨県下各港湾河岸場物品表
25	1879年4月	局長河瀬君清国巡回報告 循環日報抄訳富国論 函館港明治十一年貿易報告 英国商業新報抄訳製棉景況 桑港茶商形情 京都府下各港湾河岸場輸出入物品表
26	1879年5月	局長河瀬君清国巡回報告（前号ノ続） 函館出張某鯡魚景況報聞 米商況日報抄訳 米国加利福尼亚州生糸況状 堺県下各港湾河岸場輸出入物品表并解説
27	1879年6月	局長河瀬氏清国巡回報告
28	1879年7月	墨西哥聯邦概況 香港商業取引所設立ノ件 世界輸出入一覽
29	1879年7月	洋銀騰貴ノ説
30	1879年8月	各国蚕糸出高統計略表 明治十一年中英国商況概略
31	1879年8月	各府県下港湾河岸場 ^{船舶} 物品 ^{物品} 出入表
32	1879年9月	里昂府生糸検査所ノ解説及同事務解説
33	1879年10月	洋銀騰貴追説 内外金銀相場比較六ヶ月表其他諸表
34	1879年11月	仏蘭西税関規則摘要
35	1880年6月	千八百七十九年兵庫大坂英国領事貿易報告書 千八百七十九年長崎英国領事貿易報告書
36	1880年7月	紐育市上ニ於テ日本生糸商売ノ近況
37	1880年6月	清国通用貨幣改正意見 仏国工匠報告 仏藩西貢港貿易概況
38	1880年8月	千八百七十九年神奈川港貿易英国領事報告
39	1880年10月	貯蓄銀行編
40	1880年11月	日本各港貿易英国領事報告（函館ノ部） 日本各港貿易摘要表
41	1881年2月	欧州及ヒ米國統計進歩一斑 普国商業會議所ノ事
42	1881年2月	商学概論 附商業学校 商業学校ノ概況

号数	刊行日	目次
42	1881年2月	北米合衆国全国商業会議所ノ概況
43	1881年3月	明治十二年各府県港湾河岸場船舶出入表
44	1881年3月	仏国商業会議所ノ制度撮要 日本輸入貿易ニ付米國総領事ヴァンビューレン氏ノ報告

※「勸商雑報」、「商務局雑報」とも国立公文書館蔵。「勸商雑報」は明治11年（1～20号）、「商務局雑報」は明治12年が2分冊（21～29号、30～34号）、明治13年（35～40号）、明治14年（41～44号）と年代で編綴されている。

※刊行日は目次等に記載の刊行日、巻末には41号は1881年6月7日出版、42号は同年7月出版、43号は同年3月出版、44号は同年10月出版とある。

(5) 小括

本章では群馬県での生糸直輸出と勸商局の実際の動きをみた。群馬を事例としたが、地方における製糸業の発展は地方庁の勸業政策の展開とともに支えられ、また直輸出政策においても、勸商局は民間の活動を資金的に支えていったことがわかる。勸商局は領事報告のみならず、こうした直輸出に係る民間の海外市況情報、また勸商局をはじめとした海外派遣官員に対し、派遣先での海外市況の報告を求め、様々な市況情報（必ずしも体系的ではないが）を収集しまとめていった。

3 生糸の品質と情報

(1) 群馬県（熊谷県）の生糸品質規制

諸外国から日本の生糸の粗製濫造が指摘される中、政府は1873年1月生糸製造取締規則（太政官布告第32号）を布告し、同年2月さらに生糸改会社の設置を規定（大蔵省第13号）する。生糸改会社を通じた品質の確認であり、以下の通りの手順を踏むこととなった。

- ① 大蔵省が下付する結紙を各地方の生糸改会社経由で製造人へ配布
- ② 製造人は結紙に住所を記して押印、ひと結びごとに結んで用いる（押印なしは売買禁止）
- ③ ②の生糸を生糸改会社で検査し検査済みの押印を行う
- ④ 輸出向け生糸はさらに開港場の生糸改会社が検査する

つまり生糸製造人は地方の生糸改会社で品質を確認

表7 群馬県内の生糸改会社

名称	町村	場所
前橋会社	第一大区小二区前橋本町	松井喜平方
安中会社	第十一大区小六区伝馬町	須藤金八郎方
富岡会社	第十二大区小八区富岡町	古沢小三郎宅仮会社
下仁田会社	第二十二大区小七区下仁田町	古屋勘七宅仮会社
同分社	同区小四区宮崎村	湯浅藤一郎方
吉井会社	第十三大区小七区吉井町	萩原四郎次方
藤岡会社	第十五大区小五区藤岡町	清水権衛方
伊勢崎会社	第十六大区小一区伊勢崎町	小暮元衛地内
同分社	同区小七区堺町	織間藤平宅
鬼石会社	第十五大区小八区鬼石町	土屋五郎平宅
高崎会社	第五大区小三区田町	松村九平宅仮会社

※『群馬県史』資料編17、283～291頁より作成

されることとなり、さらに輸出生糸は開港場の改会社で再度確認するという手順を踏むこととなった。群馬県では1873年6月4日大蔵省租税頭に生糸改会社の設立を申請し、6月13日に許可を経て表7の通り設立された。

一方日本の生糸輸出の大部を占める横浜では、政府による横浜生糸問屋による貿易規制が図られ、改会社加入の売込商ルートの規定していく⁵³。横浜生糸改会社は1873年5月に設立されたが、生糸売込量（同年5月から翌年5月まで）で横浜生糸売込総量の96%⁵⁴を扱うまでに至っている。1877年6月8日には生糸取締規則が廃止され、群馬県（熊谷県分離後）では生糸の巻紙の一定をはかるため「提糸造生糸製出心得」と「生糸改規則」で規制し、生産会社を通して統一を図った⁵⁵。いずれにせよ、横浜売込商が外商に渡す前段の検査を行うのであり、外商が求める生糸情報は売込商に集約されることとなる。ここでは、地方の生糸製造者と海外市場の求める生糸の情報が円滑にはなりえない体制であった。

(2) 生糸直輸出と生糸の品質

これが大きく変わるのが先に述べた生糸生産者による生糸直輸出でもたらされた需要者側の情報であった。

1877年1月新井領一郎が星野長太郎らに宛てた書簡⁵⁶では「此度御送り相成候提見本糸者頃合細スギ、且当地ニ而ハ提糸ノ造リ甚タ嫌ヒ候 糸ノ上下ヲ紙ニ而巻事ヲ嫌ナリ 可相成ハ水沼製糸之如キ造リニ致候様相成間敷哉」とされ、提造の粗製が多く、捻造が

よいと報告された。少し時期的には開くが、群馬県は1879年3月31日「近来各地方ヨリ製出スル坐繰生糸中提造ヲ廢シ捻造ニ換ヘ候向追々増加ノ処、其造リ方ヲ換タルヨリ自然明治十年六月本県甲第廿四号布達外ニ相心得候者モ有之哉ノ趣ニ相聞候得共、別ニ本県ノ認可ヲ得、普通検糸ノ免除ヲ達シタル者ノ外、坐繰製ノ糸ハ渾テ同号布達ニ準シ最寄生糸改所ノ検査ヲ受候儀ト可相心得、此旨更ニ布達候事」と、勝手に提造を捻造に変更しないよう布達⁵⁷を出している。米国の求める生糸の条件（この場合嫌う）要件が生糸製造者に伝わった結果、こうした布達を出す事態に陥ったということであろう。

いずれにせよ、市況情報又は需要のある生糸製造情報の流通は生糸事業者の生糸製造の在りようを変えるのである。地方庁（この場合群馬県）は、勧業として積極的に生糸改良に熱意のあるものを支援するとともに、粗製濫造に対しては規制を加えながら生糸の品質を管理しようとしたのであり、有意な生糸事業者は地方庁にとって貴重で、この両者が相互に依存しながら地方勧業は展開したのである。

(3) 米国生糸需要者の指摘とそのインパクト

ここでは、先行研究を含め⁵⁸米国が日本の生糸に求めた要件について触れておく。その上でそのインパクトについて述べることにする。

1877年2月17日の新井から星野らに宛てられた書簡では以下のように指摘する⁵⁹。

当地向之糸デニール上等之分ハ細太とも要用ニ而値段ハ同格ナリ、乍併中下等之糸ニ至而ハ
現今日本市中之糸及支那糸等ノ如キ物 細キ品ハ売
レ方極テ悪シ太と向ナレハ下等ノ糸と雖モ四弗半より安キ物ハ無之、先日大間々町より之御報
ニよレハ遠国太糸ハ三百弗内外ニ而取引相成候
と之事如何ナル悪糸カ存不申候得共太と向キニ
而余リ之村もナク操返し之出来ル品ナレハ却而
上等之糸御送り相成候より利益可有之候

つまり、欧州市場とは異なり米国では細い糸も太い糸も上等のものは値段が同格だが、現在日本が作っている糸質では太いものの方が需要があると指摘するのである。また、少し時期は下るが1877年8月12

日の書簡⁶⁰では「何分ニモ欧州及日本上等糸ヲ要スルFactoryハ誠ニ稀ニ而十分之七八ハ支那糸ヲ用ユル之勢」とされ、上等糸の需要が少なく日本生糸と同品質の清国生糸との競合が指摘されるのである。こうした求められる生糸品質の情報が断続的に届けられるなか1877年3月8日、星野は新井宛書簡⁶¹で共同揚返し器を備える製糸場（改良座繰⁶²）の建設に取り掛かったことを伝えている。

そこでは、「各村座操取之内同志のものを加入セシメ専ら貴地適當之頃合ニ製糸セシメ会社ニ精密ノ綾取ヲ成シ得ル大サニメートル之揚篋ヲ備置各製糸家ヨリハ水篋之俵会社に取集メ此揚篋操返し転々テトロヲ様シ成的一様ナラシメ」とされ、さらに「提造ハ相止メ捻ニイタシ」とする。そして水沼村の有志を集めて、共同揚返しを擁する改良座繰として設立されたのが互瀬会舎（頭取新井系作）であった。この申合書⁶³（1877年7月）の一部を掲げる。

数百年來製糸ニ従事スルト雖ドモ、定度ノ試験器モ無之ヲ以テ、猥リニ見体ヲ以テ好悪ヲ分チ外容ヲ飾ルヲ務トシ、其作用ノ如何ヲ問フニ念ナク、不当ノ高価ヲ企望セシハ迂闊ノ極ナリ、然リト雖ドモ、一己各自ノ精造些少ノ量ヲ以テ市中ニ販売スレバ、奸商ノ為ニ愚弄サレ精粗混同、劣力ヲ当ルノ真価ヲ得ル能ハズ、是実ニ一難事アリ、依テ捌方ノ義星野長太郎ニ協議致シ候処、精品出来ノ上ハ、見本品米国織屋ヘ差廻シ問試可申旨申聞ニ付、過般式認ノ見本糸相廻シ候処、今般新約府ヨリ回信有之、日ク該種ノ糸、目下同府於テ英壹斤米札七弗七十⁽⁴⁰⁾ノ価格ニ有之旨申越シタリ、之ヲ内地売買ノ価位ニ比スレバ百斤ニ付、凡三百円ノ差有之候仕合、疎漏ノ品ヲ以テ目下ノ利ヲ謀リ貴重ノ天品ヲ浪消スルト、信実ノ製造ヲ以テ永遠ノ鴻利ヲ期スルト、其差霄壤ノミナラズ、利害得失識者ヲ待ズシテ判然タリさらに星野は県内有意の製糸技術改良者速水堅曹や深沢雄象らと協力し精糸原社を設立⁶⁴、互瀬会舎はその傘下となり改良座繰は規模を広げていくことなる。協力をした速水は藩営の前橋製糸所にはじまり富岡製糸場ははじめ器械製糸による高品質の生糸改良を目指していた人物であるが、必ずしも最高品質を求めない、

米国需要を満たす改良座繰の設立へと協力していったのである。また詳細は後述するが、この頃勧商局長の河瀬もまた高品質の生糸をつくることは肝要としながらも、海外需要を満たす必ずしも高品質でない生糸生産の必要性を問うに至っている。さて、星野、速水ら県内の生糸改良を先導していった人物たちが改良座繰に向かうなか、群馬県内では改良座繰組合が勃興していく。以下の表8は1880年段階の群馬県の製糸場の一覽と器械糸と座繰糸の産出量の割合である。

表8 1880（明治13）年段階の群馬県内の製糸場

設立	製糸社	場所	方法	製糸惣量(斤)
1874年2月	水沼製糸所	南勢多郡水沼村	蒸気水車	1868.84
1874年10月	共研社	佐位郡伊勢崎町	水車	795.64
1875年9月	関根製糸所	南勢多郡関根村	蒸気水車	3532.98
1875年10月	大渡製糸所	南勢多郡岩神町	蒸気水車	3142.34
1876年6月	神山製糸所	南勢多郡萩原村	蒸気水車	1750.00
1877年9月	勸奨組合	佐位郡伊勢崎町	踏転	279.4
1878年7月	田代製糸所	吾妻郡田代製糸所	水車	9.00
1879年7月	厚生社	西群馬郡高崎駅	水車	77.50
			器械小計	11455.77
1871年6月	橋本製糸所	西群馬郡高崎駅	改良座繰	992.70
1878年3月	北精選会社	南勢多郡才川村	改良座繰	5879.99
1878年6月	製糸原社	東群馬郡前橋町	改良座繰	29385.18
1878年6月	甲子製糸所	西群馬郡高崎駅	改良座繰	1069.00
1878年7月	水野製糸所	東群馬郡萩村	改良座繰	880.30
1878年7月	碓氷精糸社	碓氷郡原市村	改良座繰	41876.05
1878年8月	蕨原共立糸場	西群馬郡青梨子村	改良座繰	3129.17
1878年10月	共栄社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5625.00
1878年11月	交水社	東群馬郡一毛村	改良座繰	13949.98
1878年11月	衆潤社	南勢多郡才川村	改良座繰	3387.42
1878年11月	清益社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5884.56
1879年1月	潤廣社	東群馬郡岩神村	改良座繰	1674.00
1879年1月	精良社	西群馬郡上新田村	改良座繰	733.00
1879年3月	共立精糸会社	西群馬郡高崎駅	改良座繰	7745.47
1879年3月	昇立社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7840.65
1879年5月	日盛社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7785.85
1879年5月	明練社	東群馬郡前橋町	改良座繰	1116.21
1879年5月	桃井社	東群馬郡前橋町	改良座繰	7633.95
1879年5月	大成社	西群馬郡高崎駅	改良座繰	940.58
1879年6月	弘明社	東群馬郡駒形新町	改良座繰	1872.00
1879年6月	北甘楽精糸社	北甘楽郡富岡町	改良座繰	17644.00
1879年6月	緑野精糸社	緑野郡上大塚村	改良座繰	1877.10
1879年6月	吾妻精糸社	吾妻郡原町	改良座繰	446.99
1879年7月	藤川製糸所	東群馬郡持柏木村	改良座繰	2310.42
1879年9月	高聞社	東群馬郡天川村	改良座繰	6238.40
1879年9月	昇旭社	西群馬郡中室田村	改良座繰	1500.00
1879年10月	天原社	東群馬郡前橋町	改良座繰	5047.14
1879年10月	愛精社	東群馬郡上細井村	改良座繰	933.30
1880年1月	市村製糸所	東群馬郡前橋町	改良座繰	501.90
1880年7月	其盛社	東群馬郡前橋町	改良座繰	210.15
1880年8月	精糸会社	西群馬郡板井村	改良座繰	997.91
1880年9月	赤城社	東群馬郡小神明村	改良座繰	1158.42

設立	製糸社	場所	方法	製糸惣量(斤)
1880年9月	競良社	西群馬郡神戸村	改良座繰	525.00
1880年10月	精糸会社	北勢多郡糸井村	改良座繰	295.00
1880年10月	功文社	利根郡沼田町	改良座繰	225.00
1880年10月	保明社	那波郡西善村	改良座繰	1084.10
1880年11月	精糸会社	西群馬郡金井村	改良座繰	615.17
1880年12月	郷川社	西群馬郡本郷村	改良座繰	1391.67
1880年12月	昇成社	西群馬郡惣社町	改良座繰	2767.25
			改良座繰小計	195169.98

※『群馬県統計表』1881年9月刊より作成

なお、最後に改良座繰生糸の価格帯を確認するため1883年～1894年に係る生産地・方法別の横浜生糸市場での価格帯も表9で掲げておく。

表9 横浜生糸市場相場

単位：弗

年	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	
細器械最上糸	最高	700	665	770	867	742	745	830	755	680	1180	960	910
	最低	612	600	585	690	645	645	705	600	600	680	710	730
	平均相場	656	636	672	796	680	685	751	658	616	966	841	823
大器械最上糸	最高	682	615	715	795	722	665	795	725	695	985	840	910
	最低	560	565	565	655	575	592	612	565	600	690	690	690
	平均相場	616	590	620	729	630	625	716	622	625	825	790	807
座繰優等糸	最高	655	567	680	765	685	645	795	695	640	925	785	860
	最低	525	505	500	605	555	555	605	550	527	645	695	700
	平均相場	588	546	571	691	601	604	708	610	582	809	710	707
折返優等糸	最高	635	590	697	785	695	645	765	635	630	850	780	840
	最低	525	510	540	655	575	570	615	535	542	610	640	670
	平均相場	571	565	603	730	616	608	707	590	574	780	723	771
信州提糸	最高	535	475	602	685	565	555	685	580	490	670	625	620
	最低	460	410	395	607	470	475	537	485	440	475	590	580
	平均相場	507	455	494	632	514	515	625	522	466	602	-	-
秩父提糸	最高	517	460	565	667	510	535	642	587	485	640	615	600
	最低	470	375	365	525	470	465	505	505	455	510	580	570
	平均相場	484	432	472	618	505	513	579	544	470	580	-	-
八王子提糸	最高	470	430	505	650	545	517	565	530	450	560	560	-
	最低	415	375	330	470	435	432	470	420	405	470	-	-
	平均相場	451	402	394	596	479	478	522	491	425	540	-	-

※原商店「横浜生糸貿易十二年間概況」1896年（『横浜市史』資料編七、34～43頁）より作成

(4) 小括

さて、ここまで生糸の品質の問題について述べてきたが、直輸出が始まる前までは、外商またそれと取引をする売込商、そして地方商人、生糸生産者と、需要地の情報は格段に少なくなっていく体制であつ

て、粗製濫造を取り締まるための生糸改会社の設立はそれを助長するシステムとして機能していたと言えよう。星野など自身が有意な生糸改良事業者と認識する者たちにとっては、粗製濫造をする者たちと同列に置かれたくないという思いは強かったが、互瀬会舎の申合書で述べられたように、「数百年來製糸ニ従事スルト雖ドモ、定度ノ試験器モ無之ヲ以テ、猥リニ見体ヲ以テ好悪ヲ分チ外容ヲ飾ルヲ務トシ、其作用ノ如何ヲ問フニ念ナク、不当ノ高価ヲ企望セシハ迂闊ノ極ナリ」は、どういった生糸が需要地で求められているのかわからない中、至極当然の指摘であった。こうした中、地方での生糸改良事業者たちにとって新井のもたらした需要地の情報は極めて優位性をもち、多くの事業者たちの方向を示す道筋となり、群馬県内の事業者たちはみながこぞって改良座繰組合の設立へと歩み出したのである。しかし同時に河瀬や速水らは高品質の生糸をつくることを最終的な目的として捉えており、市況と現時の日本の技術水準の中で適性を求め展開したのが群馬の改良座繰であったと言えよう⁶⁵。本章では、新井領一郎といった米国で実際に生糸直輸出を行った民側の情報について述べてきたが、次章ではそういった情報も総体として捉えていった勧商局の市況分析について明らかにする。

4 市況分析とその意義

(1) 情報の解釈と公開

さて、多くの研究で指摘されているように明治初年の日本の統計情報は、いまだ整っていない段階であった。こうした状況は当然そういった情報に基づいて作成されるであろう政策立案の不確かさとなるのであろうか。すでに述べてきたように内務省（のち大蔵省）は、直輸出政策の展開と同時期に海外の市況調査を本格的に開始、統計情報の必要性も問い、その収集に努めていた。先に目録を掲載した「勧商雑報」などは、どういった情報を収集したのかの概要をつかむ史料となろう。こうした情報に基づいて勧商局は、1879年の横浜での生糸繭共進会（速水堅曹はこの会で生糸直輸出商社同伸会社の設立を表

明）に向け、当時の海外市況と解釈がまとめられた「蚕糸貿易概説」を準備していく。生糸に関する初めての共進会で当業者に現時の蚕糸に関する海外情報を提供する機会と考えていたことを伺わせる。

結局、「蚕糸貿易概説」は共進会での公表は間に合わず、刊行の機を失ってしまい、発行は農商務省設立後の1883年5月⁶⁶となった。しかし、1880年3月段階での商務局長河瀬秀治の緒言が入っており、情報も1879年までのものとなっており（米国の情報は1879年以降のものも追記されている）、その評価では1879～80年にかけての主に大蔵省商務局（その前段が内務省勧商局）の市況認識が反映されていると考えられる。管見の限り、年報報告以外で商務局（勧商局）がまとめた海外市況に関するまとまった最初の報告であり、当時の内務省のち大蔵省の直輸出政策の方向性を理解する上での前提となる史料と捉えられる。

(2) 『蚕糸貿易概説』にみる市況分析

はじめに、表10にて『蚕糸貿易概説』の構成を掲げる。

蚕糸生産国や需要国の情報が描かれていくことが伺われよう。作成のために用いた資料については、本論2章で述べたものが基となっていると考えられ、凡例において「統計表及ヒ蚕糸絹帛ニ係ル工業商業ノ景況ハ専ラ外国ノ部ニ詳ラカニシテ却テ本邦ノ事ニ略ス」とされ、その理由として、国内については、内国蚕業の統計は幼稚であることと、加えて従来既に著述があるものもあるためとされる。外国については、各表の所出は原本が同一ではないとされ、例えば甲は仏国統計、乙は英人報告などを用いたとし、

表10 『蚕糸貿易概説』構成

構成	題
第1款	総況
第2款	重要蚕糸国産額ノ衰盛
第3款	欧米各国蚕糸消費ノ概数
第4款	重要市場蚕糸市価ノ変遷
第5款	絹帛貿易ノ衰盛
第6款	重要養蚕国ノ製糸工業概況
第7款	各国生糸品質概別及ヒ各国蚕糸練り上ケノ減量
第8款	各国検糸ノ量
第9款	各国製絹貿易ノ概況

斤量などについて情報ごとに小異動ありとされる。また、海外諸国の統計諸表は本国では編成されているが本邦にはもたらされていないものが多いとされる。

さて内容は構成で示した通り多岐にわたるが、ここでは本稿の目的に沿って、海外市況と海外の需要という点に絞って考えてみたい。

そもそも輸入生糸はいかに需要国で使われるのか。生糸を原料とする主な製品はいかに認識されていたかの史料が残る。主な製品を分けて検討しているので表11にて掲げた。なお、「甲邦ヨリ乙国ニ輸入スル生糸ハ必スシモ乙国ニ於テ消費スルニ非ラス、或ハ之ニ工ヲ加ヘ或ハ未タ工ヲ加ヘシテ更ニ丙丁各国ニ向ケテ輸出スルモノアリ」との指摘もなされており、輸入国が直接の生糸需要地ではない場合がある点も留意が必要である。さて、生糸を用いる製品であるが、製品は「各品・各種皆専門ノ工業」であり、おおよそ2業は兼帯しない専門の工業であるとする。そして、「此各種工業者ノ需要増減ヲ察スルハ生糸商業者ノ要務」と指摘する。さらに、「生糸ノ品質モ亦多額ニ渉ルヲ以テ甲種ノ製品ニ適スルモノ必ス乙種ノ製品ニ適スルアラス」で、「蚕糸ノ精選ニ周密ナル欧州製絹地方ニ在テ猶亜細亜粗製ノ生糸ヲ需要スルコト太タ切ニ且ツ之ヲ消費スルコト太タ夥キ所以ナリ」と理解するのである。

ここから、「蚕糸ノ品質一様ナラサルヲ以テ之ヲ各其質ノ適スル所ニ仕向ケシメント欲スルノミ」と、粗製の蚕糸産出を奨励するのではないが、需要の動

表11 生糸を原品として製作する重要な製品

	部門	備考
1	絹帛	
2	絹織紐	
3	小縁（ササベリ）	
4	編織	
5	肩掛	
6	帽子材	
7	撚合糸（スラウン）	縫糸、縫箔糸、編織等に用いるもので染工せず直に売買消費するもの、撚合糸は一回工場を出れば消費に回る
他	撚糸（ツイスチング）	染彩を加えた後に消費するもの、工場を出た後染工を通して織製者を経なければ消費に回らない、染色もこれに準ずる
他	染工	

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

向に応じた品質の生糸生産が必要だと指摘するのである。しかし、本質的には精好の蚕糸製造を通して自国の製糸の声価を市場に広め需要者の信用を増すことが重要とは付言されている。市況調査に基づいて「精好」生糸の重要さも指摘しながらも、「精好」生糸のみではない、需給関係の市況調査に基づいた生糸製造を重視した点は勧商局のこの時点での結論であったと言えよう。特に日本生糸と競合するのは中国の七里糸であってリヨン市場、ロンドン市場とも表12の通り前橋糸が若干の価格優位を保って推移したと理解されている。なお、前橋糸とその他産地の横浜生糸市場での価格推移は表13の通りである。

次に生糸の主要な輸入国の輸入量、輸出量、そして消費量を表14で示した。

表12 前橋糸の価格推移

単位：法

年/市場	里昂		倫敦	
	前橋糸1番	清国7里糸4番	前橋糸2番	清国7里糸3番
1859				66.1
1860			75.8	66.1
1861	73		66.1	52.35
1862	76		77.15	64.8
1863	72		67.55	60.6
1864	84	69	79.9	70.3
1865	106	83	97.85	87
1866	106	84	100.6	89.6
1867	104	73	90.9	79.9
1868	106	68	97.85	79.9
1869	98	72	90.9	82.65
1870	75	73	82.65	79.9
1871	78	74	79.9	79.9
1872	79	71	84.95	78.55
1873	74	54	70.5	58.75
1874	55	43	58.75	49.6
1875	45	43	41.3	46.85
1876	91	73	93.65	79.9
1877	60	53	52.35	58.75
1878	49	44	42.75	48.3

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

表13 横浜外国人取引における生糸種別ごとの生糸相場（百斤相場）の推移

単位：弗

種類/年	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878	1879
奥州（最高）	840	820	780	750	600	550	1060	740	580	530
奥州（最低）	700	650	700	550	450	470	470	430	460	515
前橋（最高）	850	720	750	720	620	520	1070	860	590	590
前橋（最低）	650	620	640	550	450	410	430	460	490	490
信州（最高）	850	720	750	720	620	530	1070	860	590	
信州（最低）	650	620	640	550	450	410	430	460	490	

※『蚕糸貿易概説』より作成

表14 1868～77年における主要国の生糸輸出入及び消費量

		単位：斤			
		輸入	輸出	消費	自国産生糸(輸出+消費-輸入)
1868	仏	9,030,000 弱	3,510,000 強	6,630,000 強	1,110,000
	英	5,280,000 弱	2,200,000 強	不明	-
	伊	1,800,000 強	3,650,000 強	50,000 強	1,900,000
	米	390,000 弱	0	390,000 弱	0
1869	仏	8,170,000 強	3,050,000 強	5,460,000 弱	340,000
	英	4,180,000 弱	2,260,000 強	1,940,000 弱	20,000
	伊	20,000 強	3,840,000 強	20,000 弱	3,840,000
	米	550,000 強	0	550,000 強	0
1870	仏	6,660,000 強	3,590,000 強	3,060,000 強	-10,000
	英	5,900,000 強	2,080,000 強	3,820,000 強	0
	伊	5,800,000 弱	3,630,000 弱	2,280,000 弱	110,000
	米	440,000 強	0	440,000 強	0
1871	仏	7,720,000 強	1,660,000 強	7,170,000 強	1,110,000
	英	6,190,000 弱	4,210,000 強	1,980,000 弱	0
	伊	960,000 強	5,450,000 強	370,000 強	4,860,000
	米	840,000 弱	0	840,000 弱	0
1872	仏	9,260,000 強	3,550,000 弱	6,780,000 弱	1,070,000
	英	5,470,000 強	4,200,000 強	1,270,000 強	0
	伊	1,280,000 強	5,170,000 弱	1,300,000 弱	5,190,000
	米	810,000 弱	0	810,000 弱	0
1873	仏	7,600,000 強	3,420,000 強	2,850,000 弱	-1,330,000
	英	4,830,000 強	2,110,000 強	2,720,000 弱	0
	伊	1,050,000 強	4,590,000 弱	370,000 強	3,910,000
	米	880,000 強	0	880,000 強	0
1874	仏	11,460,000 強	4,230,000 弱	8,460,000 強	1,230,000
	英	4,580,000 弱	2,100,000 強	2,480,000 弱	0
	伊	1,050,000 強	4,860,000 弱	880,000 強	4,690,000
	米	700,000 強	0	700,000 強	0
1875	仏	11,780,000 弱	5,030,000 弱	7,970,000 強	1,220,000
	英	3,490,000 強	2,000,000 強	1,490,000 弱	0
	伊	1,160,000 強	5,740,000 強	570,000 強	5,150,000
	米	880,000 弱	0	880,000 弱	0
1876	仏	13,970,000 弱	5,050,000 弱	9,180,000 弱	260,000
	英	4,520,000 弱	2,310,000 弱	2,210,000 弱	0
	伊	2,610,000 強	4,040,000 強	260,000 強	1,690,000
	米	1,210,000 強	0	1,210,000 強	0
1877	仏	7,520,000 弱	4,080,000 強	4,890,000 強	1,450,000
	英	3,330,000 強	1,240,000 弱	2,090,000 強	0
	伊	不明			
	米	950,000 弱	0	950,000 強	0

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

最も輸入量の多いのは仏国であり自国での消費量も多い。次いで輸入量の多い英国は、自国での生産はなく、輸入量の半数を輸出し、残りの半数は絹帛などに加工し輸出、または自国で消費していると指摘する。伊国は自国での生糸生産高が多く、さらに国内外製糸を撚糸（経緯糸の類）にして欧州各国に輸出したことが指摘される。米国については欧州各国に比べ輸入量は少ないが輸出もなく、自国製絹用として使用され原料不足となっており、近年の米国内地の製絹工業の進歩が指摘されている。さらに、消費高の増減について見てみると表15の通りである。

表15 主要国の生糸消費高増減率

	1868-1870平均	1875-1877平均	比較
仏	5050000	7346666.667	145%
英	2880000	1930000	67%
伊	783333	415000	53%
米	460000	1013333.333	220%

※前掲『蚕糸貿易概説』より作成

不明年は除外した平均

そして、1878.7.1から1880.4.30の米国輸入量からは「若此勢ヲシテ数歳ニ連亘セシメナハ米国商人ノ絹帛貿易上ニ於テ無双ノ好位地ヲ占メ清・日本両国ヨリ輸出スル所ノ蚕糸ハ大半之ヲ吸収シテ」とされ、「日本ノ蚕業家社会ニ在テハ最モ当ニ深ク思ヲ致サ、ルヘカラサルノ一大要点」と指摘される。当該期における海外の市況情報の収集、分析のなかで米国市場の重要性が認識されていった。

なお、仏国ではアジア産の安価な生糸の輸入が増えたことで南部の製糸者が保護主義（高関税をかけること）を主張し、このアジア産生糸を使って成長しているリヨンの製絹業者が主張する自由貿易とで論争が展開されていることが指摘され、この段階では保護主義には至らなかったが、南部の工場が数か所閉鎖したことが記載されている。安価なアジア糸は生糸需要国の製絹業者の動きにも変容をもたらすのである。

さて、1874年から日本生糸の最大の需要国であったフランスの動きは、生糸に関税をかけていない米国とは対症的であった。表16で1868～1887年までの日本産生糸の輸出国別推移を示した。市況調査に基づく需要地の求める品質の生糸生産、また輸出先の欧州市場から米国市場への転換は、直輸出政策の展開に伴う市況調査の実施とともに並走したと指摘できよう。

おわりに

1875年、内務省内で登場した生糸直輸出論は、少なくとも内務省内では当初の外債償却を目的としたものではなく、内治整備を押し出した地方産業振興（生糸改良）と一体で展開していった。ここでは、内務省が民間の製糸改良者に資金的援助を与えたこ

と（勤業資金の貸与、生糸の買取試売）で、民間での直輸出の動きも現れていった。特に、生糸直輸出先覚者としての星野長太郎・新井領一郎など生糸改良を志す事業者らと内務省（河瀬秀治）は深い関係を構築していった。ここでは群馬県（熊谷県）以来の人的ネットワークが活かされ、地方官・内務省とも勤業に伴う技術改良においては先覚者への資金援助なりを通して代位させる手法をとっていった（試験機関なりで官側が直接実施しない場合とらざるを得ない）。つまり目的達成のために相互に依存するのであって⁶⁷、初期内務省が地方官を多用したこととの成果と評価できよう。

さらに民間からの情報と合わせて、勤商局は領事報告や官員の派遣を通して、海外市況を調査し分析していくことになった。直輸出と横浜売りの単純な価格比較はともかく市況情報を通した将来需要の見通しを立てていく形で展開されていくのである。つまり、居留地貿易では達成しえない、需要地の求める生糸生産へと向かわしめた。これは、直輸出における副次的な効果ではなく、輸出が需給関係で成り立つ以上、需要地の市況調査は供給地にとって本質的な問題であった。居留地貿易はその阻害要因であって、直輸出に伴う積極的な市況調査によって外商の情報独占が克服されたのである。

そして、製糸改良における高規格糸だけではない需要を確認したことや、こうした市況調査を通してアメリカ市場の優位性を把握したことは、次の政策的支援の準備につながるのである⁶⁸。初期直輸出の成否はとかく直輸出の製糸家らの経営面での失敗（時期尚早）が論じられてきたが、内務省の勤商政策の中では、海外市況調査と分析が行われたこと、そしてその後の大蔵省、農商務省と継続していく殖産興業に関する情報収集という手法が確立されていく時期として評価すべきであろう。

注

- 1 「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」（『公文録』明治八年一〇月内務省何二、国立公文書館蔵）。
- 2 「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」は、本来「本省事業ノ目的ヲ定メルノ儀」とは別に作成され、あとから「本省事業」に差し込まれたとされる。（小幡圭祐・松沢裕作「『本省事業ノ目的ヲ定メルノ議』の別紙について」（『三田学会雑誌』）110巻1号、慶應義塾経済学会、2017年）。
- 3 例えば明治期の内務省内政を総括的に扱ったものとして勝田政治『内務省と明治国家形成』（吉川公文館、2002年）があるが、「直輸出会社の設立」（171～174頁）、「河瀬秀治の勤業論」（247～252頁）などの記述のみで実際の民業奨励政策としての展開の記述はない。内務省の通史になる大霞会編『内務省史』（1980年）においても直輸出と勤業政策についての明確な記述はない。
- 4 海野福寿「直輸出論・直貿易政策」（『静岡大学法経論集』）

表16 年度別日本産生糸輸出国

西暦	明治	仏	比率	米	比率	英	比率	その他	比率	計	単位
1868	1	6,156	41.08%	799	5.33%	8,010	53.46%	19	0.13%	14,984	梱
1869	2	5,804	40.21%	260	1.80%	8,372	57.99%	-		14,436	梱
1870	3	896	10.58%	353	4.17%	7,120	84.09%	98	1.16%	8,467	梱
1871	4	6,203	42.38%	56	0.38%	7,946	54.29%	430	2.94%	14,635	梱（兵庫港除く）
1872	5	5,516	38.23%	172	1.19%	7,365	51.05%	1,375	9.53%	14,428	梱（兵庫港除く）
1873	6	387,077	32.20%	6,612	0.55%	567,440	47.20%	241,073	20.05%	1,202,202	斤
1874	7	400,726	40.92%	74,871	7.65%	389,685	39.80%	113,911	11.63%	979,193	斤
1875	8	637,531	53.96%	4,764	0.40%	426,174	36.07%	112,918	9.56%	1,181,387	斤
1876	9	849,370	45.56%	34,219	1.84%	814,467	43.69%	166,193	8.91%	1,864,249	斤
1877	10	847,415	45.95%	123,658	6.71%	767,316	41.61%	105,750	5.73%	1,844,139	斤
1878	11	898,356	54.62%	286,538	17.42%	401,146	24.39%	58,748	3.57%	1,644,788	斤
1879	12	657,608	42.36%	463,463	29.86%	413,075	26.61%	18,203	1.17%	1,552,349	斤
1880	13	641,004	43.86%	549,545	37.60%	251,527	17.21%	19,542	1.34%	1,461,618	斤
1881	14	1,018,550	56.55%	434,926	24.15%	341,076	18.94%	6,630	0.37%	1,801,182	斤
1882	15	1,406,685	48.77%	1,004,243	34.82%	432,853	15.01%	40,287	1.40%	2,884,068	斤
1883	16	1,598,151	51.19%	1,036,531	33.20%	473,717	15.17%	13,576	0.43%	3,121,975	斤
1884	17	941,256	44.86%	1,060,389	50.53%	93,048	4.43%	3,705	0.18%	2,098,398	斤
1885	18	1,048,935	42.69%	1,321,675	53.79%	62,099	2.53%	24,494	1.00%	2,457,203	斤
1886	19	1,085,852	41.20%	1,420,925	53.92%	111,682	4.24%	16,835	0.64%	2,635,294	斤
1887	20	1,088,598	35.08%	1,733,338	55.85%	155,626	5.01%	126,022	4.06%	3,103,584	斤

※『商況年報』、『横浜市史』第3巻上（470頁）、杉山伸也「幕末、明治初期における生糸輸出の数量的再検討」（『社会経済史学』45巻3号、1979年）より作成

- 17、1964年）、『明治の貿易』（塙書房、1967年）、『横浜市史』第3巻上（1961年）の同氏執筆部など。
- 5 藤本實也『開港と生糸貿易』上中下、1939年。
- 6 加藤隆・阪田安雄・秋谷紀男編『日本生糸貿易資料』第1巻資料編1、近藤出版社、1987年。
- 7 例えば黒保根村誌編纂室編『黒保根村誌』（1997年）の丑木幸男氏執筆部で星野長太郎らについて詳述されている。
- 8 井川克彦「製糸業とアメリカ市場」（高村直助編著『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992年）。
- 9 大野彰「アメリカ市場で日本産生糸が躍進した理由について」（『京都学園大学経済学部論集』2010年）や同『生糸と絹織物のグローバルヒストリー』ミネルヴァ書房、2023年、185～290頁。
- 10 阪田安雄『明治貿易事始』東京堂出版、1996年、274～281頁参照。
- 11 外務省通商局編纂『通商彙纂』不二出版（1988～97年）。
- 12 高嶋雅明「領事報告制度の発展と『領事報告の刊行』（角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、1986年）。
- 13 1871年、廃藩置県により群馬県が誕生するが、1873年6月15日に群馬県と入間県（県令は河瀬秀治が兼任）が合併し熊谷県（県令河瀬）となる。1876年8月21日に熊谷県が分離し群馬県が再設置される。
- 14 群馬県史編さん委員会編『群馬県史』通史編8（1989年）の石井寛治氏執筆部。その他差波亜紀子「初期輸出向け生糸の品質管理問題—群馬県における座繰製糸改良と器械製糸—」（『史学雑誌』第105編第10号、1996年）など。
- 15 佐藤有「大久保内務卿期における勸商政策の形成と思想」（松尾正人編『近代日本成立期の研究 地域編』岩田書院、2018年）。なお必要な範囲で本論文の内容について再掲する。
- 16 板垣哲夫「大久保内務卿期（明治六年十一月～十一年五月）における内務省官僚」（近代日本研究会編『幕末・維新の日本 年報近代日本研究三』山川出版社、1981年）参照。
- 17 「会計ノ制ニ付建議」（「大久保利通文書」二八八、国立国会図書館憲政資料室蔵）。
- 18 勝田政治氏は、内務省の保護方針により1876年7月三井物産が開業し、翌年ロンドン支店を開業、直輸出を始めたとする（『内務省と明治国家形成』吉川弘文館、172頁）。
- 19 「記録材料・内務省第二回年報二」（国立公文書館蔵）
- 20 『法規分類大全』11官職門2、733～735頁。
- 21 1877年に富岡製糸場製出生糸のすべてについて、フランスパリ支店での販売委託を受けている（富岡製糸場誌編さん委員会編『富岡製糸場誌』1977年、449～450頁）。
- 22 「外債償却ヲ目的トスル内務大蔵両省規約並関係書類」（早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』三、1960年、145～157頁）。
- 23 前掲高嶋論文参照。
- 24 「記録材料・内務省第一回年報」（国立公文書館蔵）。
- 25 農林省編『農務顛末』第3巻、1955年、1000～1009頁及び群馬県史編さん委員会編『群馬県史』資料編23、1985年、496～501頁。この2つの訳者が異なる点については、前掲大野の指摘がある（186～187頁）。
- 26 前掲大野（185～290頁）が詳細に検討している。
- 27 「記録材料・内務省第一回年報」（国立公文書館蔵）。
- 28 早稲田大学社会科学研究所編『大隈文書』2、1959年、230～238頁。
- 29 「記録材料・勸商局第三次年報」（国立公文書館蔵）
- 30 しかし富岡製糸場が伝習工女らへの技術指導などを通して国内の製糸技術向上に影響を与えたのは間違いないと言える。
- 31 ブリュナのフランス式、ミュラーのイタリア式という製糸技術は、当時の日本の技術水準に合わせる形で適正技術に改良にされ展開していくが、ここではきっかけとしての意味を強調しておきたい。
- 32 「公文録 壬申十月大蔵省伺一」（国立公文書館蔵）。
- 33 松沢裕作「明治地方自治体制の起源」（東京大学出版会、2009年）220～221頁では、管内畑反別約65000町歩の半分33000町歩ほどを桑茶の植付対象地として、当初年はその1/10、費用の1/3を増徴分（約1万円）、3/2を民費（約2万円）から支出を想定した、としている。
- 34 先駆的に「勸業授産金」（勸業資金）について、山梨県を事例に検討した有泉貞夫氏（『明治政治史の基礎過程』吉川公文館、1980年、8～11頁）によると、山梨県では1873年に増租分2割の23400円を原野の開拓・桑園化、150人挽勸業製糸場創立、桑苗150万本の長野県からの買入れといった県が直接行う事業に使用されている。その他、齋藤修「地方レベルの殖産興業政策」（『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会、1983年）参照。
- 35 1873年11月出願の小暮求三郎（佐位郡伊勢崎町）、同年同月出願の星野長太郎（勢多郡水沼村）、1874年6月出願の深澤雄象（前橋町）の製糸場設立など。
- 36 「速水堅曹履歴抜粋」（速水美智子編『速水堅曹資料集』文生書院、2014年）124頁。
- 37 速水の二本松製糸場での治績は、安場安吉編『安場保和伝』（藤原書店、2006年）139～144頁を参照。
- 38 前掲『日米生糸貿易資料』の「解題 第3編新井領一郎の渡米」（阪田安雄氏執筆部）、52～57頁参照。
- 39 1875年12月17日星野長太郎書簡（新井領一郎宛）（前掲『日米生糸貿易資料』214～215頁）。
- 40 1876年2月頃、星野長太郎書簡（楢取県令宛）（前掲『日米生糸貿易資料』、215頁）。
- 41 生産会社は銀行類似の金融機関。明治10年台前半には養蚕盛業の発展をバックアップしたが、10年代後半松方デフレ期には負債農民と対立、明治17年頃から解散が相次いだ（前掲『群馬県史』通史編8（306～325頁）第1章第4節「金融機関の近代化」（石井寛治氏執筆部）及び石原証明「群馬県における生産会社（銀行類似会社）の基礎的研究（上）（下）」（『群馬県史研究』13・14号、1981年）を参照）。
- 42 1876年3月頃渡航旅費一時繰替願下書（熊谷県庁宛）（前掲『日米生糸貿易資料』、216頁）。
- 43 1876年3月25日伊藤小舟書簡（星野長太郎宛）（前掲『日

- 米生糸貿易資料』、217頁)。
- 44 この間、1875年9月8日在米国神鞭知常の報告(『農務顛末』3巻、農林省、1950年、1000～1009頁)では、「星野長太郎モ此節ハ弥拝借金願出候趣可成御尽力有之度存候、乍然私立願之節モ大略申述候通凡ソ稍大ナル工場ヲ起シ居候者ハ星野ニ限ラス何レモ同様之情態ニ有之候間、何トカシテ右等ノ製造人其尽力ノ度ニ従ヒ一同公答ヲ請候様御取扱相成度存候」と勸業資本金の貸下げに前向きな意見が見られる。
- 45 前掲大野書。
- 46 1876年11月下旬星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、249～250頁)。
- 47 1876年12月初旬星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、254頁)。
- 48 群馬県内務部『群馬県蚕糸業沿革調書』(1903年、108頁)では、1876年9月勸商局が「関根村研業社、水沼村星野製糸所、を始め有名家の生糸を買取り之を米国に直売し其利益は出品の製糸家へ配与せられたり」とあるが、このことと考えられる。
- 49 1877年1月1日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎、御家内衆中宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、259～260頁)。
- 50 「米国博覧会報告書巻8」4頁(『米国博覧会報告書』第5巻、1876年)。
- 51 1877年5月23日勸商局長通達写(福井信宛)(前掲『日米生糸貿易資料』、292～294頁)。
- 52 当該資料は国立公文書館が所蔵しているが、現時点(2026年2月末現在)で細目録等が公開されていないため目録全てを掲載することとした。
- 53 『横浜市史』第3巻上(1961年、86～123頁)第1編第2章第3節「生糸改会社による貿易規制計画」(石井孝氏執筆部)及び井川克彦「地方生糸改会社規則と明治初期の生糸流通」(『日本女子大学紀要 文学部』第56号、2007年)参照。
- 54 前掲海野書32頁。
- 55 1877年群馬県甲第24号(『群馬県布達全書』)。
- 56 1877年1月1日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎、御家内衆中宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、259～260頁)。
- 57 1879年群馬県布達甲第44号(『群馬県布達全書』)。
- 58 前掲井川論文や前掲大野書。
- 59 1877年2月17日新井領一郎書簡(新井系作・星野長太郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、268～271頁)。
- 60 1877年8月12日新井領一郎書簡(新井系作、星野長太郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、307～309頁)。
- 61 1877年3月8日星野長太郎書簡(新井領一郎宛)(前掲『日本生糸貿易資料』、273～274頁)。
- 62 改良座繰の濫觴については、前掲『群馬県史』通史編8(224～227頁)第1章第2節5「改良座繰の発展」(石井寛治氏執筆部)及び前掲大野211～252頁を参照。大野氏は揚返し器の製作者を勸業寮内藤新宿試験場にいた円中文助であったと推定している。
- 63 群馬県史編さん委員会編『群馬県史』資料編23、1985年、350～351頁。
- 64 「精糸原社設立願ニ付添上申」(1877年5月13日熊谷県上申、同年6月7日内務省許可)(「明治十二年中 御指令本書 第二課」(群馬県庁文書、国文学資料館蔵))。
- 65 なお、改良座繰については、大規模な器械製糸場と異なり家事、農事の合間でも養蚕農家が生糸をつくることのできるという、器械製糸と比して労働者にとって時間的な優位性があったことも指摘しておきたい。
- 66 大蔵省商務局『蚕糸貿易概説』有隣堂、1880年。
- 67 前掲『群馬県史』通史編8、230頁(宮崎俊弥氏執筆部)では、その後の星野長太郎の動きも官依存を強めていることを指摘している。
- 68 本稿では内務省勸商局また局長である河瀬の動きを主として検討したが、河瀬が官を辞して生糸直輸出商社・同仲会社の社長となった際の晩年の回想でも、当時の海外需要の調査の重要性を指摘している(『蚕業新報』第216号、蚕業新報社、1911年)。